

監 査 公 表 第 5 号

平成30年2月21日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 坂 本 心 次

行政監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別冊のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年2月9日に決定、2月14日に議長及び市長に提出し、平成30年2月21日に議会報告されています。）

平成29年度

行政監査結果報告書

「不納欠損処分に至るまでの滞納整理事務について」

周南市監査委員

目 次

	頁
第1 監査のテーマ	1
第2 選定の理由	1
第3 監査の対象及び範囲	1
第4 監査の実施期間	1
第5 監査の方法	1
第6 監査の着眼点	1
第7 監査の結果	3
1 債権の分類	3
2 本市の債権	4
3 項目別結果の概要	4
(1) 市税	4
(2) 保育所保護者負担金	14
(3) 市営住宅使用料及び損害金	18
(4) 生活保護費返還金	24
(5) 国民健康保険料	28
(6) 後期高齢者医療保険料	33
(7) 介護保険料	38
4 収入未済額及び不納欠損額の推移	41
5 まとめ	43
第8 むすび	44
資 料 編	45
資料1 調査票	46
資料2 周南市債権管理条例	56
資料3 周南市債権管理条例施行規則	60

(注) ① 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、内訳の計と総数の合わない場合がある。

② 表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」又は「0.0」…………… 該当数値が零のもの、又は算出により零となるもの
「-」…………… 算出不能なもの

③ 文中及び表中の金額・比率の算出式は、次のとおりである。

収納率＝（収入済額－還付未済額）÷調定額

収入未済額＝調定額－（収入済額－還付未済額）－不納欠損額

第1 監査のテーマ

不納欠損処分に至るまでの滞納整理事務について

第2 選定の理由

本市の平成28年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算における収入未済額は37億3,464万7,515円で、不納欠損額は3億2,531万2,698円となっている。

地方公共団体が有する債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第2項において、「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と定めていることから、発生した債権については、法令の規定に従い、適正な債権管理及び効果的・効率的な債権回収を図っていく必要がある。

そこで、平成28年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算において、不納欠損処分をした費目を対象に、不納欠損処分及びそこに至るまでの滞納整理事務が適正かつ効果的・効率的に行われているかを検証することにより、今後の債権管理の適正な事務執行に寄与することを目的として、今回の監査を実施することとした。

第3 監査の対象及び範囲

平成28年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算において、各費目の収入未済額が1,000万円以上あるもののうち、不納欠損が発生した債権を対象とした。

第4 監査の実施期間

平成29年9月1日から平成30年1月10日まで

第5 監査の方法

監査対象となった債権を所管する部課に対し、債権の額、不納欠損の状況、滞納者数、徴収人員体制、滞納整理マニュアルの有無、職員研修の有無、債権管理の状況、滞納整理事務の概要等について照会した調査票を調整し、関係資料等を添付の上、提出するよう求めた。

提出された調査票等をもとに、不納欠損処分及びそこに至るまでの滞納整理事務が適正かつ効果的・効率的に行われているかなどを精査し、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

第6 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を着眼点とした。

- 1 滞納整理における徴収体制・防止策について
 - (1) 徴収のための組織体制は適切か。

- (2) 滞納整理マニュアル等は整備されているか。
- (3) 職員研修は実施されているか。
- (4) 周南市債権管理条例（平成27年周南市条例第13号。以下「債権管理条例」という。）に従って適正に管理されているか。

2 適正かつ効果的・効率的な滞納整理について

- (1) 督促、催告は適正に行われているか。
- (2) 執行停止又は徴収停止の手続きは適正に行われているか。
- (3) 滞納処分又は強制執行は適正に行われているか。

第7 監査の結果

1 債権の分類

債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である。（地方自治法第240条第1項）

地方公共団体の債権を区分すると、処分や法令の規定による一定の事実行為等の公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）と契約等私法上の原因に基づいて発生する債権（以下「私債権」という。）に分類される。

公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収を行うことができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）と強制徴収できないもの（以下「非強制徴収公債権」という。）に区分される。

債権管理において適用される主な項目の法律関係は、次表のとおりである。

債権区分	公法上の債権		私法上の債権
	強制徴収公債権		私債権
	自力執行権あり		
債権範囲	地方税	分担金、加入金、過料、法律で強制徴収に関して定めのある使用料その他の地方公共団体の歳入	法律で強制徴収に関して定めのない使用料、手数料等
対象債権	・市税	・国民健康保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料 ・保育所保護者負担金 ・生活保護費返還金（78条関係）	・生活保護費返還金（63条関係） ・市営住宅使用料 ・市営住宅損害金
(措置等)			
調定・納入通知	地方税法第319条ほか	地方自治法第231条	
督促	地方税法第329条ほか	地方自治法第231条の3第1項	地方自治法施行令第171条
督促の時効中断	地方税法第18条の2	地方自治法第236条第4項ほか	
督促手数料・延滞金徴収	地方税法第326条第1項ほか	地方自治法第231条の3第2項	民法（損害遅延金）
執行停止・徴収停止	地方税法第15条の7	個別法の規定	地方自治法施行令第171条の5
債務免除	—	—	地方自治法施行令第171条の7
滞納処分・強制執行	地方税法第331条ほか	地方自治法第231条の3第3項又は個別法の規定	地方自治法施行令第171条の2
時効期間	地方税法第18条	地方自治法第236条第1項又は個別法の規定	民法
時効援用・放棄	地方税法第18条	地方自治法第236条第2項又は個別法の規定	民法

2 本市の債権

債権には、金銭の給付を請求できるすべての権利が包含され、貸付金等の債権と収入未済額がある。貸付金等は、履行期限未到来の債権であり、収入未済額は、履行期限が到来し調定された歳入額のうち、収入とならなかった金額である。

また、これらの債権について、すでに調定された歳入で徴収ができないと認定されたものが不納欠損処分である。

本市における収入未済額及び不納欠損額の推移は、次表のとおりである。

(単位 円)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
収入未済額	一般会計	2,830,543,147	2,743,405,039	2,581,609,647	2,448,395,750	2,359,159,386
	特別会計	1,527,975,398	1,524,596,693	1,482,791,520	1,415,952,888	1,375,488,129
	計	4,358,518,545	4,268,001,732	4,064,401,167	3,864,348,638	3,734,647,515
不納欠損額	一般会計	106,433,812	112,556,573	134,203,200	110,932,229	94,388,188
	特別会計	176,214,252	224,291,226	203,462,638	198,276,947	230,924,510
	計	282,648,064	336,847,799	337,665,838	309,209,176	325,312,698

3 項目別結果の概要

(1) 市税

① 市税の概要

市税は、公法上の債権で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）により滞納処分ができる強制徴収公債権であり、消滅時効は 5 年で、時効の援用を要しない。

本市においては、周南市市税条例（平成 15 年周南市条例第 55 号）に普通税として市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税、目的税として入湯税及び都市計画税が規定してある。

平成 28 年度一般会計歳入決算額は、市税が 257 億 4,695 万 2,098 円で、歳入額 654 億 7,978 万 2,003 円の 39.3%を占めている。

収納率については上昇傾向にあり、平成 28 年度の収納率は 96.2%で、平成 24 年度（94.5%）に比べ 1.7 ポイント上昇している。

収入未済額については減少傾向にあり、平成 28 年度は 9 億 4,467 万 9,721 円で、平成 24 年度（13 億 8,552 万 5,003 円）に比べ 4 億 4,084 万 5,282 円（△31.8%）減少している。

不納欠損額については、平成 28 年度は 7,291 万 6,244 円で、平成 24 年度（9,850 万 4,440 円）に比べ 2,558 万 8,196 円（△26.0%）減少している。

市税の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分	調定額	25,506,012,474	25,575,949,884	25,558,825,556	24,461,958,033	25,742,764,374
	収入済額	25,202,970,013	25,291,695,577	25,306,045,577	24,243,461,694	25,545,433,786
	不納欠損額	835,648	795,062	2,169,678	1,184,825	779,822
	収入未済額	304,182,405	289,846,995	256,344,774	221,850,880	204,452,502
	収納率	98.8	98.9	99.0	99.1	99.2
滞納繰越分	調定額	1,496,437,602	1,384,496,037	1,286,697,310	1,119,657,408	1,013,804,221
	収入済額	317,668,379	278,970,609	297,931,211	253,252,232	201,518,312
	不納欠損額	97,668,792	107,383,856	124,694,956	72,008,242	72,136,422
	収入未済額	1,081,342,598	998,186,872	864,141,411	794,452,196	740,227,219
	収納率	21.2	20.1	23.1	22.6	19.9
合計	調定額	27,002,450,076	26,960,445,921	26,845,522,866	25,581,615,441	26,756,568,595
	収入済額	25,520,638,392	25,570,666,186	25,603,976,788	24,496,713,926	25,746,952,098
	不納欠損額	98,504,440	108,178,918	126,864,634	73,193,067	72,916,244
	収入未済額	1,385,525,003	1,288,033,867	1,120,486,185	1,016,303,076	944,679,721
	収納率	94.5	94.8	95.4	95.7	96.2

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。
・市税には、国有資産等所在市町村交付金及び納付金を含む。

なお、市税の主な税目ごとの推移は、次表のとおりである。

【市民税（個人）】

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分	調定額	7,562,454,533	7,546,452,388	7,391,353,095	7,443,110,682	7,466,346,845
	収入済額	7,397,754,852	7,395,681,939	7,256,957,482	7,317,973,392	7,350,562,888
	不納欠損額	71,248	170,162	256,678	697,625	467,122
	収入未済額	165,923,525	151,917,237	135,280,608	125,389,431	116,973,230
	収納率	97.8	98.0	98.2	98.3	98.4
滞納繰越分	調定額	729,107,625	711,964,043	670,948,424	586,634,385	529,016,543
	収入済額	141,495,064	149,578,629	158,107,002	143,138,915	121,283,287
	不納欠損額	40,848,044	42,515,470	60,888,936	39,352,165	36,653,414
	収入未済額	546,766,684	519,898,144	451,956,154	404,189,267	371,085,374
	収納率	19.4	21.0	23.6	24.4	22.9
合計	調定額	8,291,562,158	8,258,416,431	8,062,301,519	8,029,745,067	7,995,363,388
	収入済額	7,539,249,916	7,545,260,568	7,415,064,484	7,461,112,307	7,471,846,175
	不納欠損額	40,919,292	42,685,632	61,145,614	40,049,790	37,120,536
	収入未済額	712,690,209	671,815,381	587,236,762	529,578,698	488,058,604
	収納率	90.9	91.3	92.0	92.9	93.4

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

【市民税（法人）】

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分	調定額	2,399,621,300	2,686,787,000	3,131,666,700	2,430,494,100	3,460,870,500
	収入済額	2,396,596,600	2,686,264,200	3,131,707,600	2,430,660,800	3,462,787,700
	不納欠損額	0	21,600	100,000	0	0
	収入未済額	3,123,200	4,694,400	3,867,400	3,170,200	3,940,200
	収納率	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9
滞納繰越分	調定額	20,560,044	18,116,936	18,869,888	12,903,850	11,001,646
	収入済額	4,007,808	2,197,259	3,345,600	3,402,624	2,029,060
	不納欠損額	1,558,500	1,618,489	6,487,838	1,646,180	1,494,800
	収入未済額	14,993,736	14,301,188	9,036,450	7,855,046	7,477,786
	収納率	19.5	12.1	17.7	26.4	18.4
合計	調定額	2,420,181,344	2,704,903,936	3,150,536,588	2,443,397,950	3,471,872,146
	収入済額	2,400,604,408	2,688,461,459	3,135,053,200	2,434,063,424	3,464,816,760
	不納欠損額	1,558,500	1,640,089	6,587,838	1,646,180	1,494,800
	収入未済額	18,116,936	18,995,588	12,903,850	11,025,246	11,417,986
	収納率	99.2	99.2	99.4	99.5	99.6

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

【固定資産税】

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分	調定額	13,029,344,700	12,694,425,100	12,430,464,700	12,054,720,900	12,246,446,200
	収入済額	12,910,847,696	12,578,696,221	12,327,043,043	11,974,440,107	12,176,161,535
	不納欠損額	703,418	554,670	1,642,656	446,160	236,404
	収入未済額	118,274,596	115,915,885	102,280,051	80,046,679	70,322,156
	収納率	99.1	99.1	99.2	99.3	99.4
滞納繰越分	調定額	688,303,403	598,637,024	543,694,959	472,523,380	429,263,030
	収入済額	160,440,184	116,792,044	124,256,685	96,719,110	69,762,933
	不納欠損額	47,623,353	54,019,416	49,245,156	26,355,109	29,101,035
	収入未済額	480,461,728	427,841,874	370,253,928	349,449,351	330,406,230
	収納率	23.3	19.5	22.8	20.5	16.3
合計	調定額	13,717,648,103	13,293,062,124	12,974,159,659	12,527,244,280	12,675,709,230
	収入済額	13,071,287,880	12,695,488,265	12,451,299,728	12,071,159,217	12,245,924,468
	不納欠損額	48,326,771	54,574,086	50,887,812	26,801,269	29,337,439
	収入未済額	598,736,324	543,757,759	472,533,979	429,496,030	400,728,386
	収納率	95.3	95.5	96.0	96.4	96.6

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

【軽自動車税】

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分	調定額	292,878,400	298,671,000	305,086,600	309,390,600	356,467,400
	収入済額	285,900,600	291,592,000	299,192,880	303,175,756	349,376,446
	不納欠損額	2,500	0	25,600	2,000	55,800
	収入未済額	7,036,300	7,149,900	5,907,420	6,234,944	7,125,454
	収納率	97.6	97.6	98.1	98.0	98.0
滞納繰越分	調定額	26,141,505	25,286,835	24,589,812	20,983,554	18,675,816
	収入済額	4,537,957	4,744,754	5,703,023	4,544,382	4,242,420
	不納欠損額	3,160,013	2,822,969	3,600,455	2,335,700	2,401,000
	収入未済額	18,451,735	17,719,112	15,288,934	14,112,572	12,096,996
	収納率	17.3	18.8	23.2	21.6	22.4
合計	調定額	319,019,905	323,957,835	329,676,412	330,374,154	375,143,216
	収入済額	290,438,557	296,336,754	304,895,903	307,720,138	353,618,866
	不納欠損額	3,162,513	2,822,969	3,626,055	2,337,700	2,456,800
	収入未済額	25,488,035	24,869,012	21,196,354	20,347,516	19,222,450
	収納率	91.0	91.5	92.5	93.1	94.2

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

【都市計画税】

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分	調定額	1,083,246,400	1,112,694,800	1,095,314,700	1,054,825,200	1,061,749,500
	収入済額	1,073,403,124	1,102,811,621	1,086,204,811	1,047,795,088	1,055,661,288
	不納欠損額	58,482	48,630	144,744	39,040	20,496
	収入未済額	9,824,784	10,169,573	9,009,295	7,009,626	6,091,462
	収納率	99.1	99.1	99.2	99.3	99.4
滞納繰越分	調定額	30,834,733	29,000,907	28,524,227	26,612,239	25,847,186
	収入済額	7,187,366	5,657,923	6,518,901	5,447,201	4,200,612
	不納欠損額	4,478,882	4,987,220	4,402,571	2,319,088	2,486,173
	収入未済額	19,178,423	18,356,554	17,605,945	18,845,960	19,160,833
	収納率	23.3	19.5	22.8	20.5	16.3
合計	調定額	1,114,081,133	1,141,695,707	1,123,838,927	1,081,437,439	1,087,596,686
	収入済額	1,080,590,490	1,108,469,544	1,092,723,712	1,053,242,289	1,059,861,900
	不納欠損額	4,537,364	5,035,850	4,547,315	2,358,128	2,506,669
	収入未済額	29,003,207	28,526,127	26,615,240	25,855,586	25,252,295
	収納率	97.0	97.1	97.2	97.4	97.4

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

② 管理体制

ア 組織体制

収納に係る組織体制については、市税、国民健康保険料等の円滑な徴収及び債権の適正管理を市内で横断的かつ一体的に推進するため、平成 28 年度に収納課が創設されている。

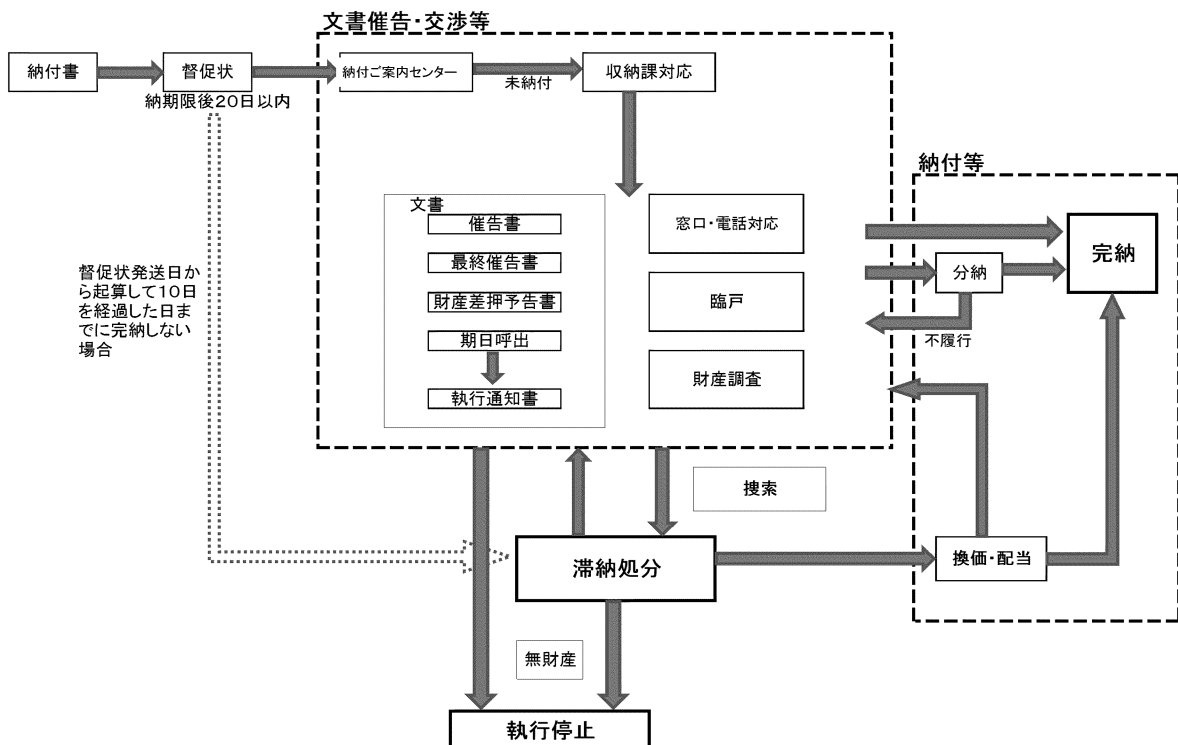
その体制は、管理担当 6 人、収納担当 17 人（収納一担当 6 人、収納二担当 6 人、収納三担当 5 人）からなり、管理担当は市債権の適正な管理のための指導助言、市税等の還付・充当手続き等を担い、収納担当は市税、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料等の徴収、納税相談、滞納整理を担っている。

また、市税の早期収納を図るため、初期滞納者に電話による自主納付の呼びかけや支払案内を行う納付ご案内センターも設置されている。その組織体制は、管理者 1 人、オペレーター 6 人からなっている。

その他、併任県職員の派遣、市税等徴収指導員（国税庁OB職員）を雇用し、担当職員の対応力、実践力の向上及び滞納整理全般に関する知識の修得に努めている。

イ 滞納整理マニュアル等の整備状況

市独自の滞納整理マニュアルは作成されていないが、次に示す滞納整理の手順が確立されている。



ウ 職員研修の取組み状況

職員に対する研修の取組み状況については、外部研修として、市町村アカデミー、山口県個人住民税徴収対策協議会主催各種研修会等に職員を派遣している。

課内研修は、徴収指導員及び併任県職員による研修を行っている。

エ 債権管理の状況

債権管理については、債権管理条例により、債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の金額、債権の発生日、履行期限、担保、履行・対応状況、債務者の所在及び財産調査等の状況が適正に管理されている。

オ 納付方法の状況

市税の納付方法は、口座振替、金融機関納付、窓口納付のほか、平成 27 年度からコンビニ納付を導入し、納付機会の拡充に取り組んでいる。

また、口座振替の推進に取り組んでおり、市民税（個人）の平成 28 年度収入済額に占める特別徴収と口座振替を合わせた割合は、件数で 69.5%となっており、平成 24 年度（65.5%）に比べ、件数で 4.0 ポイント上昇している。

コンビニ納付については、平成 28 年度収入済額に占める割合は、件数で市民税（個人）9.0%、固定資産税（都市計画税を含む。）10.9%、軽自動車税 27.9%となっている。

主な税目ごとの納付方法別収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
市民税(個人)	口座振替	件数	30,933	30,893	29,707	28,936	27,543
		金額	814,846,297	808,800,538	792,332,352	774,434,288	722,207,217
	特別徴収	件数	106,749	108,079	110,483	111,228	114,377
		金額	5,644,585,451	5,652,728,447	5,553,899,575	5,652,685,780	5,747,403,054
	コンビニ	件数	0	0	0	77	18,392
		金額	0	0	0	985,440	247,364,478
	金融機関	件数	72,409	71,765	70,329	66,145	43,860
		金額	1,079,818,168	1,083,731,583	1,068,832,557	1,033,006,799	754,871,426
	合計	件数	210,091	210,737	210,519	206,386	204,172
		金額	7,539,249,916	7,545,260,568	7,415,064,484	7,461,112,307	7,471,846,175
市民税(法人)	口座振替	件数	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
	金融機関	件数	8,246	5,712	5,689	5,900	5,791
		金額	2,400,604,408	2,688,461,459	3,135,053,200	2,434,063,424	3,464,816,760
	合計	件数	8,246	5,712	5,689	5,900	5,791
金額		2,400,604,408	2,688,461,459	3,135,053,200	2,434,063,424	3,464,816,760	
固定資産税※	口座振替	件数	117,898	118,775	119,282	120,038	120,046
		金額	3,615,890,185	3,871,985,657	3,809,221,999	3,818,581,934	3,974,782,500
	コンビニ	件数	0	0	0	38	26,481
		金額	0	0	0	451,500	427,772,750
	金融機関	件数	124,909	124,624	125,171	123,499	96,165
		金額	10,535,988,185	9,931,972,152	9,734,801,441	9,305,368,072	8,903,231,118
合計	件数	242,807	243,399	244,453	243,575	242,692	
	金額	14,151,878,370	13,803,957,809	13,544,023,440	13,124,401,506	13,305,786,368	
軽自動車税	口座振替	件数	13,636	13,667	13,716	13,895	13,887
		金額	59,272,600	60,469,800	61,772,600	63,415,700	73,450,957
	コンビニ	件数	0	0	0	4	17,167
		金額	0	0	0	13,200	106,605,660
	金融機関	件数	46,502	47,024	47,973	47,467	30,399
		金額	231,165,957	235,866,954	243,123,303	244,291,238	173,562,249
合計	件数	60,138	60,691	61,689	61,366	61,453	
	金額	290,438,557	296,336,754	304,895,903	307,720,138	353,618,866	

(注) ・件数は、過誤納件数を含まない。
 ・固定資産税※は都市計画税を含む。

③ 滞納整理事務

ア 督促、催告等の状況

督促状は、地方税法第 329 条第 1 項等の規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

督促状の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
督促	市民税(個人)	21,122	20,027	18,385	17,375	15,806
	市民税(法人)	200	200	198	162	178
	固定資産税※	19,801	19,021	18,383	17,339	16,948
	軽自動車税	8,682	8,176	7,620	7,813	6,770

(注)・固定資産税※は都市計画税を含む。

催告は、督促状を発送しても、なお完納されない場合、必要に応じ、個別に書面、電話及び訪問による催告が行われている。

催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
催告	9,378	8,270	8,400	5,934	3,101

納付ご案内センターは、収納課で抽出された初期滞納者に対し、電話及び文書による納付勧奨を行っている。

納付ご案内センター業務件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
架電着信件数	4,523	6,156	5,030	4,549	3,563
受電件数	772	1,393	1,095	897	1,041
架電件数	16,950	22,356	21,883	17,345	13,686

イ 差押え

差押えは滞納処分最初の段階をなすもので、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態におくための強制処分である。

差押執行状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

	区 分	差押繰越額		差押執行額		差押解除額		差押現在額	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
24 年度	動産	3	7,525,400	25	34,038,267	27	35,273,567	1	6,290,100
	不動産	90	376,074,903	49	131,517,951	31	90,764,288	108	416,828,566
	債権	483	508,477,523	468	231,077,350	350	140,268,577	601	599,286,296
	電話加入権	51	33,047,860	0	0	3	273,900	48	32,773,960
	計	627	925,125,686	542	396,633,568	411	266,580,332	758	1,055,178,922
25 年度	動産	1	6,290,100	28	179,308,600	25	183,721,900	4	1,876,800
	不動産	108	416,828,566	49	101,499,808	23	97,560,424	134	420,767,950
	債権	601	599,286,296	680	182,104,906	537	145,201,771	744	636,189,431
	電話加入権	48	32,773,960	0	0	47	31,278,360	1	1,495,600
	計	758	1,055,178,922	757	462,913,314	632	457,762,455	883	1,060,329,781
26 年度	動産	4	1,876,800	6	5,321,771	6	5,321,771	4	1,876,800
	不動産	134	420,767,950	63	90,916,000	37	77,669,841	160	434,014,109
	債権	744	636,189,431	499	143,097,054	532	156,571,291	711	622,715,194
	電話加入権	1	1,495,600	0	0	1	1,495,600	0	0
	計	883	1,060,329,781	568	239,334,825	576	241,058,503	875	1,058,606,103
27 年度	動産	4	1,876,800	10	10,361,475	9	9,756,875	5	2,481,400
	不動産	160	434,014,109	44	33,521,044	59	66,308,536	145	401,226,617
	債権	711	622,715,194	346	128,715,406	383	149,866,165	674	601,564,435
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	875	1,058,606,103	400	172,597,925	451	225,931,576	824	1,005,272,452
28 年度	動産	5	2,481,400	12	5,381,842	13	5,656,442	4	2,206,800
	不動産	145	401,226,617	44	50,179,023	39	71,525,640	150	379,880,000
	債権	674	601,564,435	214	74,329,213	300	114,254,213	588	561,639,435
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	824	1,005,272,452	270	129,890,078	352	191,436,295	742	943,726,235

ウ 滞納処分執行停止の状況

財産調査の結果、滞納処分をすることができる財産がないときなど地方税法第15条の7第1項各号に該当する事由があると判断された場合は、滞納処分の執行停止を行っている。

滞納処分執行停止の状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	地方税法第15条の7第1項第1号		地方税法第15条の7第1項第2号		地方税法第15条の7第1項第3号	
事由	滞納処分をすることができる財産がないとき		滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき		所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき	
項目	件数	金額	件数	金額	件数	金額
24年度	500	29,562,116	858	18,984,116	158	4,691,300
25年度	115	10,529,400	750	29,711,938	282	8,233,136
26年度	975	15,775,663	950	12,768,235	526	11,044,240
27年度	1,260	36,737,752	545	9,578,486	483	8,494,716
28年度	2,082	29,877,192	697	7,705,100	196	3,436,700

エ 公売の実施状況

公売については、平成 21 年度からインターネットオークションを利用した公売を実施している。

公売の実施状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

年度	区分	公売件数	換価件数	換価金額
24年度	動産	12	8	283,600
	不動産	0	0	0
	計	12	8	283,600
25年度	動産	16	15	489,900
	不動産	1	1	807,001
	計	17	16	1,296,901
26年度	動産	10	3	1,810
	不動産	3	2	971,500
	計	13	5	973,310
27年度	動産	8	8	105,311
	不動産	4	3	182,500
	計	12	11	287,811
28年度	動産	3	2	341,000
	不動産	4	2	994,000
	計	7	4	1,335,000

④ 不納欠損処分

不納欠損の処分事由は、執行停止後 3 年経過、即時消滅及び 5 年消滅時効によるものである。

不納欠損処分的事由別推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		地方税法第18条第1項	
事 由	・滞納処分の執行停止が3年間継続したとき		・滞納処分の執行を停止した場合において、徴収することができないことが明らかであるとき		・地方税の消滅時効	
時効年数	3年		即時消滅		5年	
年 度	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
24年度	1,035	13,675,999	357	21,992,499	4,888	62,835,942
25年度	22	209,300	318	17,646,615	5,401	90,323,003
26年度	2,109	63,637,781	737	14,701,065	4,539	48,525,788
27年度	859	12,020,815	561	4,325,119	4,073	56,847,133
28年度	648	25,335,321	776	11,911,006	3,688	35,669,917

(2) 保育所保護者負担金

① 保育所保護者負担金の概要

保育所保護者負担金は公法上の債権であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）により地方税の例により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により5年であり、時効の援用を要しない。

保育所保護者負担金については、平成27年度から市立分が使用料（市立保育所保育料）、私立分が負担金（保育所保護者負担金）とされている。

平成28年度決算額は、調定額5億712万630円に対し収入済額4億8,423万9,300円で、収納率は現年分99.4%、滞納繰越分9.3%、合計95.5%である。

収納率については横ばい傾向にあり、現年分は99%以上を維持しているが、滞納繰越分は10%以下の状況が続いている。

収入未済額については、平成28年度は2,205万1,830円で、平成24年度（2,470万8,030円）に比べ265万6,200円（△10.8%）減少している。

また、不納欠損額については、平成28年度は82万9,500円で、平成24年度（277万800円）に比べ194万1,300円（△70.1%）減少している。

保育所保護者負担金（公立保育所保育料を含む。以下文中において同じ。）の収納状況の推移は、次表のとおりである。

（単位 円・％）

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年分	調定額	579,030,370	572,352,690	573,462,910	505,133,430	485,312,860
	収入済額	573,832,870	569,354,690	570,023,110	502,636,180	482,209,160
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	5,197,500	2,998,000	3,439,800	2,497,250	3,103,700
	収納率	99.1	99.5	99.4	99.5	99.4
滞納繰越分	調定額	24,725,380	24,708,030	23,922,630	22,899,640	21,807,770
	収入済額	2,444,050	1,725,900	1,411,200	2,197,600	2,030,140
	不納欠損額	2,770,800	2,057,500	3,051,590	1,391,520	829,500
	収入未済額	19,510,530	20,924,630	19,459,840	19,310,520	18,948,130
	収納率	9.9	7.0	5.9	9.6	9.3
合計	調定額	603,755,750	597,060,720	597,385,540	528,033,070	507,120,630
	収入済額	576,276,920	571,080,590	571,434,310	504,833,780	484,239,300
	不納欠損額	2,770,800	2,057,500	3,051,590	1,391,520	829,500
	収入未済額	24,708,030	23,922,630	22,899,640	21,807,770	22,051,830
	収納率	95.4	95.6	95.7	95.6	95.5

（注）・保育所保護者負担金については、平成27年度から市立分を市立保育所保育料、私立分を保育所保護者負担金とされているが、それ以前からの数値と比較するため平成27年度分、平成28年度分については合算した数値としている。

② 管理体制

ア 組織体制

平成29年4月現在、市内に設置されている保育所は、市立15か所（定員1,345人）、私立11か所（定員1,045人）で合計26か所（定員2,390人）である。

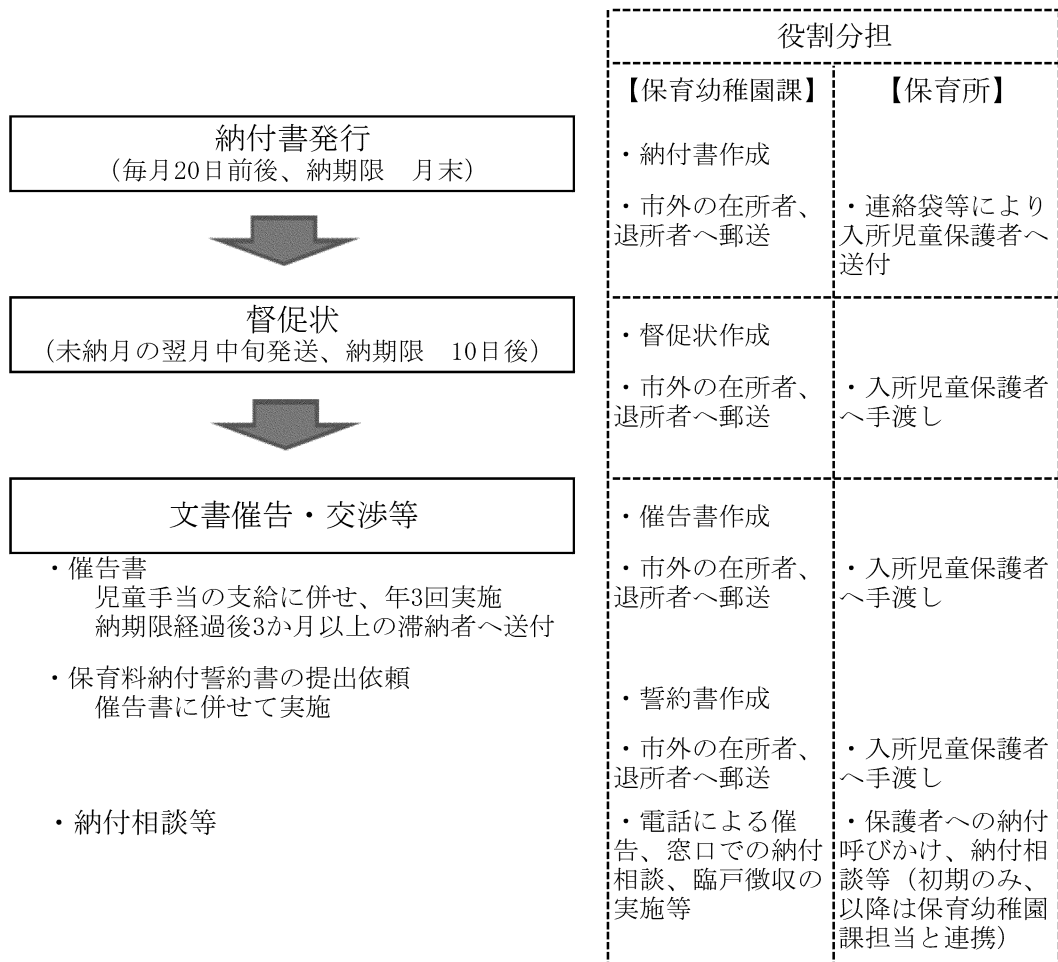
保育所保護者負担金については、在園児の徴収は保育所ごとに行っている。

また、滞納処分に関する事務を担う保育所保育料徴収職員3人が置かれている。

イ 滞納整理マニュアル等の整備状況

滞納整理マニュアルについては、「保育料滞納整理の流れ」を作成し、納付書送付から滞納整理までの流れや園と保育幼稚園担当の連携、分担を取り決めている。

滞納整理の手順は、次のとおりである。



ウ 職員研修の取組み状況

職員に対する研修の取組みについては、外部研修、内部研修のいずれも実施していない状況である。

エ 債権管理の状況

債権管理については、債権管理条例により債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の金額、債権の発生日、履行期限、履行・対応状況及び債務者の所在等が管理されている。

オ 納付方法の状況

保育所保護者負担金の納付方法は、口座振替はなく、納付書払（保育所、保育幼稚園課及び銀行等）となっている。

なお、口座振替及びコンビニ納付は、平成30年4月の導入を予定している。

③ 滞納整理事務

ア 督促、催告等の状況

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により納期限後 20 日以内（未納月の翌月中旬）に発送されている。

催告は、督促状を発送しても、なお完納されない場合、必要に応じ、個別に書面、口頭、訪問による催告が行われている。

督促状、催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
督促	336	261	264	352	309
催告	304	259	210	189	303

イ 差押え

児童福祉法には滞納処分は地方税の例により処分することができると規定されているが、保育所が児童福祉施設であるという福祉的観点から、保護者と保育所の関係等への配慮を含め慎重な対応が見込まれること、金融機関や相手先の会社等へ直接出向いての対応が頻繁になること、現在の状況下において人員や時間の確保が困難であることなどの理由により、行われていない。

④ 不納欠損処分

不納欠損の処分事由は、消滅時効によるものであり、その推移は次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	地方税法第18条第1項	
事由	時効	
時効年数	5年	
年度	件数	金額
24年度	121	2,770,800
25年度	86	2,057,500
26年度	115	3,051,590
27年度	63	1,391,520
28年度	28	829,500

(3) 市営住宅使用料及び損害金

① 概要

本市が管理している住宅（以下「市営住宅」という。）は、周南市営住宅条例（平成 15 年周南市条例第 217 号）に基づく住宅（以下「公営住宅」という。）、周南市営改良住宅条例（平成 15 年周南市条例第 218 号）に基づく住宅（以下「改良住宅」という。）及び周南市特定公共賃貸住宅条例（平成 15 年周南市条例第 220 号）に基づく住宅（以下「特公賃住宅」という。）がある。平成 29 年 4 月現在の設置戸数は、69 団地、253 棟、3,757 戸（公営住宅 3,546 戸、改良住宅 183 戸、特公賃住宅 28 戸）である。

市営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき決定されており、周南市営住宅条例施行規則（平成 15 年周南市規則第 176 号）第 12 条の規定により、市営住宅使用料として徴収している。

市営住宅損害金は、周南市営住宅条例第 41 条の規定「明渡し請求日の翌日から明渡しを行う日までの間、近傍同種家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。」に基づく不正入居者に対する損害賠償請求額である。

ア 市営住宅使用料

市営住宅使用料については、従来から、公債権か私債権かで見解が分かれているが、本市においては、私債権として取り扱っており、消滅時効は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 169 条により 5 年とされている。

債権は、債務者による時効の援用がない限り自動的に消滅しないが、債権管理条例第 14 条第 1 項において、同条各号に該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができると規定している。

平成 28 年度決算額は、調定額 6 億 2,689 万 4,617 円に対し収入済額 5 億 5,295 万 3,880 円で、収納率は現年分 99.3%、滞納繰越分 11.4%、合計 88.2%である。

収納率については上昇傾向にあり、平成 28 年度は 88.2%で、平成 24 年度(87.2%)に比べ 1.0 ポイント上昇している。

収入未済額については減少傾向にあり、平成 28 年度は 6,736 万 3,002 円で、平成 24 年度(8,639 万 5,005 円)に比べ 1,903 万 2,003 円(△22.0%)減少している。

また、債権管理条例に基づき、平成 27 年度 220 万 8,570 円、平成 28 年度 657 万 7,735 円の不納欠損額を計上している。

市営住宅使用料の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年分	調定額	586,506,200	587,050,800	574,759,700	559,631,100	547,668,500
	収入済額	576,439,800	573,948,887	564,910,300	553,621,600	543,931,800
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	10,066,400	13,101,913	9,849,400	6,009,500	3,736,700
	収納率	98.3	97.8	98.3	98.9	99.3
滞納繰越分	調定額	89,568,631	86,424,805	89,903,945	87,134,323	79,226,117
	収入済額	13,240,026	9,621,633	12,619,022	11,709,136	9,022,080
	不納欠損額	0	0	0	2,208,570	6,577,735
	収入未済額	76,328,605	76,803,172	77,284,923	73,216,617	63,626,302
	収納率	14.8	11.1	14.0	13.4	11.4
合計	調定額	676,074,831	673,475,605	664,663,645	646,765,423	626,894,617
	収入済額	589,679,826	583,570,520	577,529,322	565,330,736	552,953,880
	不納欠損額	0	0	0	2,208,570	6,577,735
	収入未済額	86,395,005	89,905,085	87,134,323	79,226,117	67,363,002
	収納率	87.2	86.7	86.9	87.4	88.2

イ 市営住宅損害金

市営住宅損害金は私法上の債権であり、消滅時効は民法第167条等により10年とされているが、債務者による時効の援用がない限り、債権は自動的に消滅しない。

本市においては、債権管理条例第14条第1項において、同条各号に該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる」と規定している。

平成28年度決算額は、調定額3,452万1,845円に対し収入済額163万円で、収納率は現年分46.7%、滞納繰越分1.4%、合計4.7%である。

収納率については横ばい傾向にあり、現年分は平成28年度が46.7%と高かったものの、毎年度13%前後であり、滞納繰越分は2%以下の状況が続いている。

収入未済額については減少傾向にあり、平成28年度の収入未済額は2,491万2,705円で、平成24年度(3,062万5,307円)に比べ571万2,602円(△18.7%)減少している。

また、債権管理条例に基づき、平成27年度76万9,000円、平成28年度797万9,140円の不納欠損額を計上している。

市営住宅損害金の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現 年 分	調定額	1,287,300	944,500	1,624,800	1,284,800	2,507,800
	収入済額	165,838	0	225,500	161,200	1,171,900
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	1,121,462	944,500	1,399,300	1,123,600	1,335,900
	収納率	12.9	0.0	13.9	12.5	46.7
滞 納 繰 越 分	調定額	29,964,907	30,625,307	31,187,607	32,131,845	32,014,045
	収入済額	461,062	382,200	455,062	472,400	458,100
	不納欠損額		0	0	769,000	7,979,140
	収入未済額	29,503,845	30,243,107	30,732,545	30,890,445	23,576,805
	収納率	1.5	1.2	1.5	1.5	1.4
合 計	調定額	31,252,207	31,569,807	32,812,407	33,416,645	34,521,845
	収入済額	626,900	382,200	680,562	633,600	1,630,000
	不納欠損額	0	0	0	769,000	7,979,140
	収入未済額	30,625,307	31,187,607	32,131,845	32,014,045	24,912,705
	収納率	2.0	1.2	2.1	1.9	4.7

② 管理体制

ア 組織体制

市営住宅の管理については、指定管理者制度を導入しており、使用料の収納事務は指定管理者が担っている。

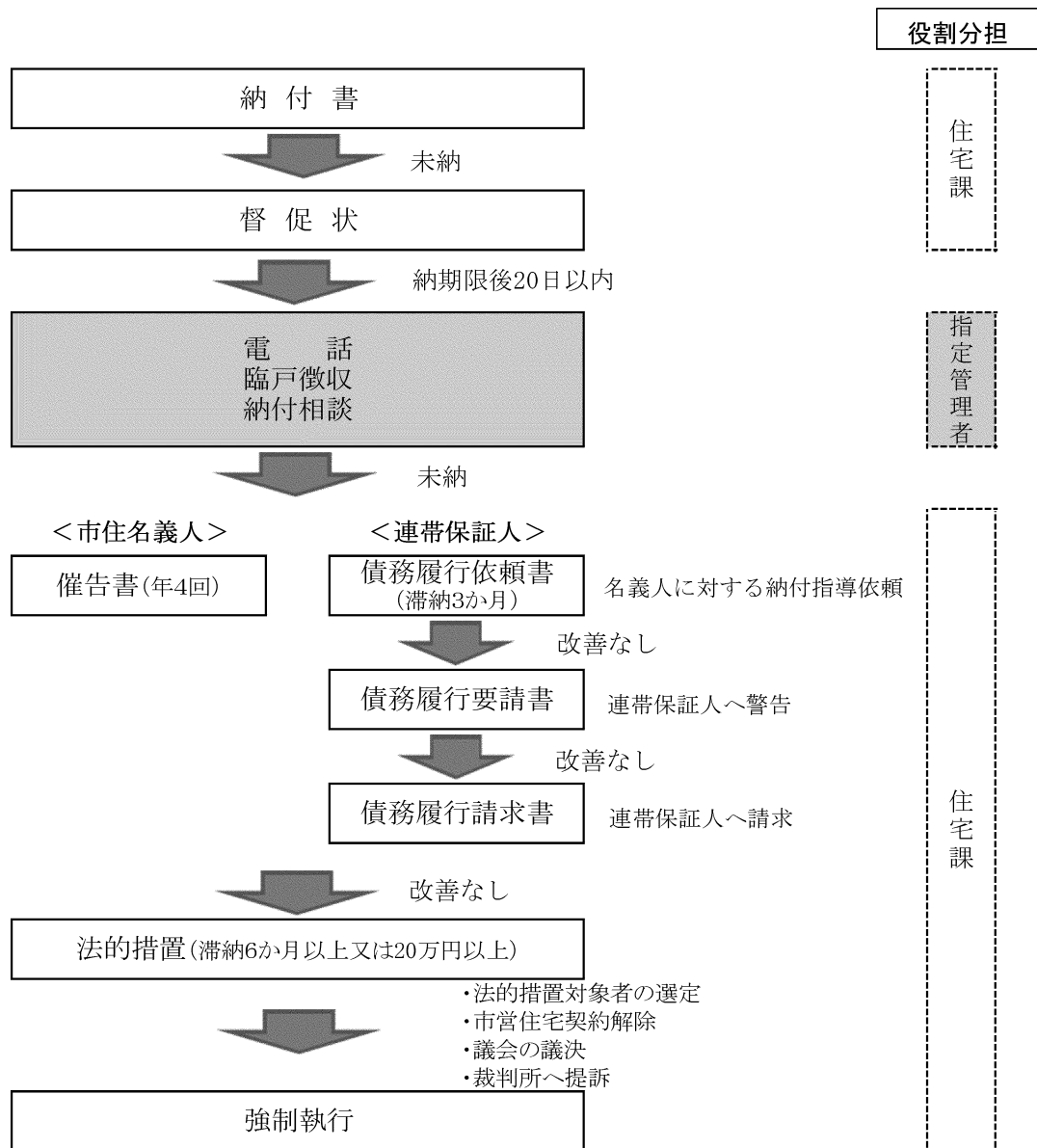
指定管理者については本部と7支部から構成され、各支部に担当者が3人配置され、受け持ちの市営住宅の収納事務を行っている。

督促、催告等の滞納整理事務や強制執行等の事務は指定管理者に行わせることができないため、住宅課職員が行っている。

イ 滞納整理マニュアル等の整備状況

滞納整理マニュアルについては、周南市営住宅家賃等滞納整理要綱（平成21年周南市要綱第22号）が制定されている。

市営住宅使用料の滞納整理の手順は、次のとおりである。



市営住宅損害金については、特にマニュアルを定めていないが、市営住宅使用料の例により実施している。

ウ 職員研修の取組み状況

職員に対する研修の取組みについては、外部研修として、県内各市担当者で構成する債権管理事務研修会へ職員を毎年派遣している。

エ 債権管理の状況

債権管理については債権管理条例により、債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の金額、債権の発生日、履行期限及び履行・対応状況等が管理されている。

オ 納付方法の状況

市営住宅使用料の納付方法は、口座振替、金融機関納付、窓口納付となっている。

なお、コンビニ納付は、平成 30 年 4 月の導入を予定している。

市営住宅損害金の納付方法は、金融機関納付又は窓口納付である。

市営住宅使用料の納付方法の納付促進として、口座振替の推進に取り組んでおり、平成 28 年度収入済額に占める割合は、件数で 62.6%と、平成 24 年度 (60.7%) に比べ、1.9 ポイント上昇している。

市営住宅使用料の納付方法の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
口座振替	件数	23,501	23,251	22,719	22,167	21,531
	金額	378,299,300	380,653,100	372,775,800	367,325,900	362,486,000
金融機関 納付等	件数	15,232	14,227	14,445	13,604	12,888
	金額	211,380,526	202,917,420	204,753,522	198,004,836	190,467,880
合計	件数	38,733	37,478	37,164	35,771	34,419
	金額	589,679,826	583,570,520	577,529,322	565,330,736	552,953,880

③ 滞納整理事務

ア 督促、催告等の状況

督促状は、地方自治法施行令第 171 条の規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

催告は、督促状を発送しても、なお完納されない場合、必要に応じ、個別に書面、電話、訪問による催告が行われている。

市営住宅使用料に係る督促状、催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
督促	4,414	4,517	4,035	4,789	4,073
催告	1,367	1,259	1,286	1,508	1,261

市営住宅損害金に係る督促状、催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
督促	0	0	42	52	65
催告	0	0	0	31	114

イ 強制執行

家賃滞納月数が6か月以上又は滞納額20万円以上のいずれかに該当する者のうち、法的措置によらなければ納付が期待できないと判断された場合は、法的措置対象者とする。この者のうち、滞納家賃を納入指定期日（条件付契約解除通知書受領後14日以内）までに完納せず、明渡しをしない場合は、法的措置対象者及び連帯保証人に対し、住宅の明渡し及び滞納家賃等請求訴訟を行うこととしている。

強制執行状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 法的措置対象者の選定	9	0	15	14	22
2 市営住宅契約解除	3	0	10	3	9
3 自主退去	0	0	4	1	2
4 議会へ訴えの提起を提出	2	3	6	2	7
5 訴え提起前の和解	0	0	4	1	1
6 提訴	2	3	0	2	1
・勝訴判決	2	3	0	2	1
・和解	0	0	0	0	0
7 明渡しの強制執行	4	3	0	1	1

(注) ・各項目の件数は、当該年度に発生した実数である。

④ 不納欠損処分

不納欠損の処分事由は、債権管理条例第14条第1項に基づくものである。その内訳は、主たる債務者の死亡及び行方不明並びに対応困難である。

市営住宅使用料の不納欠損処分的事由別推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	債権管理条例第14条					
事由	主たる債務者の死亡		主たる債務者が行方不明		対応困難（財産不明等により債務名義確定後も徴収困難）	
時効年数	5年		5年		10年	
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額
24年度	0	0	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0	0	0
26年度	0	0	0	0	0	0
27年度	33	787,200	80	1,228,120	18	193,250
28年度	1	1,600	41	257,500	312	6,318,635

市営住宅損害金の不納欠損処分的事由別推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	債権管理条例第14条					
事由	主たる債務者の死亡		主たる債務者が行方不明		対応困難（財産不明等により債務名義確定後も徴収困難）	
時効年数	10年		10年		10年	
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額
24年度	0	0	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0	0	0
26年度	0	0	0	0	0	0
27年度	30	674,200	6	68,000	3	26,800
28年度	78	1,480,550	0	0	348	6,498,590

(4) 生活保護費返還金

① 生活保護費返還金の概要

生活保護費返還金には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に基づく返還金（以下「63条返還金」という。）と同法第78条に基づく徴収金（以下「78条返還金」という。）がある。

ア 63条返還金

63条返還金は公法上の債権であり、法律で強制徴収（滞納処分）に関して定めのない非強制徴収公債権である。消滅時効は、地方自治法第236条第1項により5年であり、時効の援用を要しない。

63条返還金は、急迫の場合等で資力がある者について保護を応急的に行った場合

や、調査不十分のため資力がないと誤認して保護を決定した場合、間違っって不当に高額の設定をした場合等に、事後においてその費用を返還させる措置である。

平成 28 年度決算額は、調定額 3,976 万 9,050 円に対し収入済額 779 万 5,793 円で、収納率は現年分 41.3%、滞納繰越分 6.9%、合計 19.6%である。

収納率については下降傾向にあり、平成 28 年度は 19.6%で、平成 24 年度(54.4%)に比べ 34.8 ポイント下降している。

収入未済額については増加傾向にあり、平成 28 年度は 3,159 万 1,566 円で、平成 24 年度 (2,028 万 1,539 円) に比べ 1,131 万 27 円 (55.8%) 増加している。

不納欠損額については、平成 28 年度は 38 万 1,691 円で、平成 24 年度(54 万 9,130 円) に比べ 16 万 7,439 円 (△30.5%) 減少している。

63 条返還金の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年分	調定額	24,317,794	33,107,054	18,374,972	22,123,375	14,693,667
	収入済額	22,379,373	29,324,066	13,734,686	16,658,382	6,073,195
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	1,938,421	3,782,988	4,640,286	5,464,993	8,620,472
	収納率	92.0	88.6	74.7	75.3	41.3
滞納繰越分	調定額	21,381,318	18,530,666	20,435,497	21,864,373	25,075,383
	収入済額	2,489,070	1,156,066	1,490,682	1,864,109	1,722,598
	不納欠損額	549,130	722,091	1,720,728	389,874	381,691
	収入未済額	18,343,118	16,652,509	17,224,087	19,610,390	22,971,094
	収納率	11.6	6.2	7.3	8.5	6.9
合計	調定額	45,699,112	51,637,720	38,810,469	43,987,748	39,769,050
	収入済額	24,868,443	30,480,132	15,225,368	18,522,491	7,795,793
	不納欠損額	549,130	722,091	1,720,728	389,874	381,691
	収入未済額	20,281,539	20,435,497	21,864,373	25,075,383	31,591,566
	収納率	54.4	59.0	39.2	42.1	19.6

イ 78 条返還金

78 条返還金は公法上の債権であり、生活保護法第 78 条第 4 項の規定により、国税徴収の例により徴収することができる強制徴収公債権（平成 26 年 7 月以降発生の不正受給に係るもの）とされている。消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年であり、時効の援用を要しない。

78 条返還金は、不当な手段によって保護を受けた者又は受けさせた者から当該保護費を支弁した地方公共団体の長がその費用の全部又は一部を徴収する措置であ

る。この措置は、損害追徴としての性格を持つものであり、徴収額の決定にあたり相手方の資力は考慮せず不正受給額を全額決定するものである。

平成 28 年度決算額は、調定額 5,825 万 887 円に対し収入済額 392 万 3,459 円で、収納率は現年分 2.9%、滞納繰越分 7.1%、合計 6.7%である。

収納率については下降傾向にあり、平成 28 年度は 6.7%で、平成 24 年度 (9.2%) に比べ 2.5 ポイント下降している。

収入未済額については増加傾向にあり、平成 28 年度の収入未済額は 5,260 万 346 円で、平成 24 年度 (4,613 万 9,729 円) に比べ 646 万 617 円 (14.0%) 増加している。

不納欠損額については、平成 28 年度は 172 万 7,082 円で、平成 24 年度 (303 万 9,301 円) に比べ 131 万 2,219 円 (△43.2%) 減少している。

78 条返還金の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年分	調定額	10,907,400	5,762,224	5,915,135	13,041,368	5,659,301
	収入済額	1,901,582	1,937,530	600,131	862,176	166,234
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	9,005,818	3,824,694	5,315,004	12,179,192	5,493,067
	収納率	17.4	33.6	10.1	6.6	2.9
滞納繰越分	調定額	43,244,086	46,139,729	47,257,388	49,273,590	52,591,586
	収入済額	3,070,874	2,633,703	2,616,024	3,295,374	3,757,225
	不納欠損額	3,039,301	73,332	682,778	5,565,822	1,727,082
	収入未済額	37,133,911	43,432,694	43,958,586	40,412,394	47,107,279
	収納率	7.1	5.7	5.5	6.7	7.1
合計	調定額	54,151,486	51,901,953	53,172,523	62,314,958	58,250,887
	収入済額	4,972,456	4,571,233	3,216,155	4,157,550	3,923,459
	不納欠損額	3,039,301	73,332	682,778	5,565,822	1,727,082
	収入未済額	46,139,729	47,257,388	49,273,590	52,591,586	52,600,346
	収納率	9.2	8.8	6.0	6.7	6.7

② 管理体制

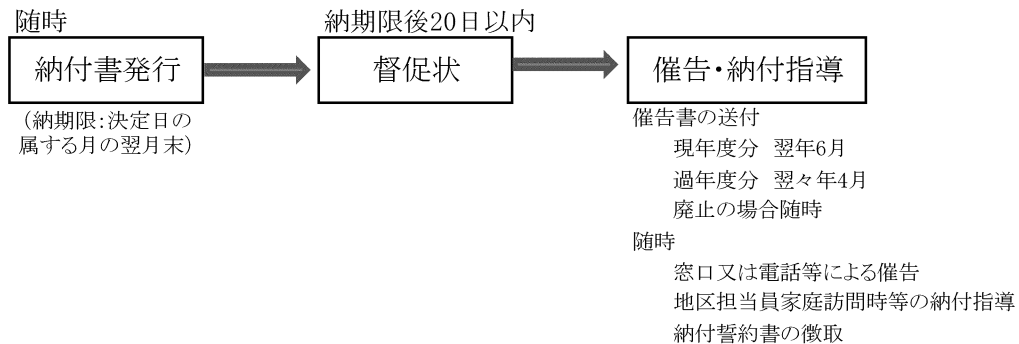
ア 組織体制

生活保護費返還金の債権管理については、債権管理統括者である生活支援課長をはじめ課長補佐 1 人、係長 1 人、担当 2 人で担っている。

イ 滞納整理マニュアル等の整備状況

滞納整理マニュアルについては、平成 22 年に債権管理の具体的な取扱いを定めた周南市生活保護費返還金等事務処理基準を制定しているが、生活保護法第 78 条第 4 項の規定に対応した改正がされていない状況である。

生活保護費返還金の滞納整理の手順は、次のとおりである。



ウ 職員研修の取組み状況

職員に対する研修の取組みについては、外部研修、内部研修の実績はない状況である。

エ 債権管理の状況

債権管理については債権管理条例により、債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の金額、債権の発生日、履行期限及び履行・対応状況等が管理されている。

オ 納付方法の状況

生活保護費返還金の納付方法は、金融機関納付及び窓口納付である。コンビニ納付は導入していない。

③ 滞納整理事務

ア 督促、催告等の状況

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

催告は、督促状を発送しても、なお完納されない場合、必要に応じ、個別に書面、口頭、訪問による催告が行われている。

督促状、催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
督促	104	122	201	211	191
催告	243	257	272	351	441

イ 差押え

生活保護法に定める返還金等の債権は、生活に困窮している者を対象としていることから、直ちに強制執行による法的措置を取ることが困難な状況にある。生活保護法の改正により、78条返還金については強制徴収できるとされたが、同様な状況により執行に至っていない。

④ 不納欠損処分

不納欠損の処分事由は、地方自治法第236条第1項に基づく消滅時効によるものである。

63条返還金及び78条返還金の不納欠損処分の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

	63条返還金		78条返還金	
根拠法令	地方自治法第236条第1項			
事由	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護廃止後、催告を行うも返納なし ・本人死亡により生活保護廃止後、相続人に催告するも、返納なし 			
時効年数	5年		5年	
年度	件数	金額	件数	金額
24年度	4	549,130	8	3,039,301
25年度	6	722,091	2	73,332
26年度	11	1,720,728	8	682,778
27年度	6	389,874	11	5,565,822
28年度	9	381,691	7	1,727,082

(5) 国民健康保険料

① 国民健康保険料の概要

国民健康保険料は、公法上の債権であり、地方税法により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は、地方税とは異なり国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第110条第1項の規定により2年であり、時効の援用を要しない。

国民健康保険料は国民健康保険法第76条第1項に基づき、国民健康保健事業（被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、医療の給付又は医療費の支給等）に要

する費用に充てるための財源として、被保険者のいる世帯単位で世帯主に課せられる徴収金である。

保険料の算定については、保険給付費等の事業に要する一切の経費、後期高齢者支援金等に係る経費並びに介護納付金に係る経費から交付金等を除いた残額について、これを確保できるよう被保険者の加入状況等に応じて料率を定め、それを用いて算出された各加入世帯ごとの所得割、均等割、平等割の合計額が賦課される。

なお、低所得者に対しては、均等割と平等割について、所得額に応じて7割、5割、2割の軽減措置が設けられており、また、高額所得者に対しても賦課限度額が設定されているため、賦課限度額以上の保険料は賦課されないこととされている。

平成28年度決算額は、調定額49億4,030万9,098円に対し収入済額35億2,736万3,598円で、収納率は現年分90.1%、滞納繰越分18.5%、合計71.3%である。

収納率については、平成28年度は71.3%で、平成24年度(70.6%)に比べ0.7ポイント上昇している。

収入未済額については、平成28年度は12億1,235万4,433円で、平成24年度(13億9,743万1,995円)に比べ1億8,507万7,562円(△13.2%)減少している。

また、不納欠損額については、平成28年度は2億388万1,943円で、平成24年度(1億5,336万5,164円)に比べ5,051万6,779円(32.9%)増加している。

国民健康保険料の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年分	調定額	3,887,053,290	4,138,745,270	4,058,471,519	3,849,759,110	3,642,654,730
	収入済額	3,545,360,415	3,745,232,561	3,676,149,899	3,471,933,656	3,286,629,290
	不納欠損額	998,410	489,940	633,440	559,730	139,190
	収入未済額	343,056,005	395,377,379	384,466,100	379,923,354	359,071,116
	収納率	91.1	90.4	90.5	90.1	90.1
滞納繰越分	調定額	1,379,049,830	1,392,200,334	1,382,920,570	1,347,529,642	1,297,654,368
	収入済額	172,342,066	190,450,690	234,842,336	262,897,502	240,734,308
	不納欠損額	152,366,754	202,031,183	175,812,300	157,929,470	203,742,753
	収入未済額	1,054,375,990	999,813,551	972,289,982	926,718,664	853,283,317
	収納率	12.5	13.7	17.0	19.5	18.5
合計	調定額	5,266,103,120	5,530,945,604	5,441,392,089	5,197,288,752	4,940,309,098
	収入済額	3,717,702,481	3,935,683,251	3,910,992,235	3,734,831,158	3,527,363,598
	不納欠損額	153,365,164	202,521,123	176,445,740	158,489,200	203,881,943
	収入未済額	1,397,431,995	1,395,190,930	1,356,756,082	1,306,642,018	1,212,354,433
	収納率	70.6	71.1	71.8	71.8	71.3

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

② 管理体制

ア 組織体制

収納に係る組織体制については、(1) 市税の②管理体制のア組織体制でも述べたように、国民健康保険料等の円滑な徴収及び債権の適正管理を庁内で横断的かつ一体的に推進するため、平成 28 年度に収納課が創設され、市税と同様の体制がとられている。

イ 滞納整理マニュアル等の整備状況

(1) 市税と同様である。

ウ 職員研修の取組み状況

(1) 市税と同様である。

エ 債権管理の状況

(1) 市税と同様である。

オ 納付方法の状況

国民健康保険料の納付方法は、口座振替、金融機関納付、窓口納付のほか、平成 28 年度からコンビニ納付を導入され、納付機会の拡充に取り組まれている。

コンビニ納付の割合は、件数で 9.0%となっている。

納付方法別収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
口座振替	件数	93,418	93,410	94,662	95,565	93,780
	金額	1,751,131,380	1,893,775,670	1,903,733,310	1,841,344,866	1,782,574,100
コンビニ納付	件数	0	0	0	0	18,838
	金額	0	0	0	0	299,543,961
金融機関納付等	件数	133,609	133,208	129,716	125,481	96,851
	金額	1,966,571,101	2,041,907,581	2,007,258,925	1,893,486,292	1,445,245,537
合計	件数	227,027	226,618	224,378	221,046	209,469
	金額	3,717,702,481	3,935,683,251	3,910,992,235	3,734,831,158	3,527,363,598

(注)・件数については、過誤納件数を反映させていない。

③ 滞納整理事務

ア 督促、催告等の状況

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により納期限後 20 日以内に発

送されている。

催告は、督促状を発送しても、なお完納されない場合、必要に応じ、個別に書面、電話、訪問による催告が行われている。

督促状、催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
督促	40,838	39,548	32,582	34,364	32,439
催告	2,351	1,251	2,765	4,139	3,619

納付ご案内センターは、収納課で抽出された初期滞納者に対し、電話及び文書による納付勧奨をしている。

納付ご案内センター業務件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
架電着信件数	3,609	2,750	2,482	2,547	2,120
受電件数	775	712	749	693	718
架電件数	13,344	9,870	9,692	8,914	7,023

イ 短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付

国民健康保険料の滞納者に対しては、滞納の早期解消のため、有効期間が通常より短い短期被保険者証の交付を行っている。さらに滞納が続いた場合、短期被保険者証に換えて被保険者資格証明書の交付を行っている。

短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
短期被保険者証	1,256	1,332	1,332	1,079	1,016
被保険者資格証明書	795	681	568	423	376

ウ 差押え

差押えは滞納処分の最初の段階をなすもので、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態におくための強制処分である。

差押執行状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

区 分	差押繰越額		差押執行額		差押解除額		差押現在額		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
24 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	16	10,612,732	156	83,391,611	135	67,854,263	37	26,150,080
	電話加入権	4	1,468,520			2	503,220	2	965,300
	計	20	12,081,252	156	83,391,611	137	68,357,483	39	27,115,380
25 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	37	26,150,080	204	51,507,871	200	48,946,152	41	28,711,799
	電話加入権	2	965,300	0	0	0	0	2	965,300
	計	39	27,115,380	204	51,507,871	200	48,946,152	43	29,677,099
26 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	41	28,711,799	182	54,943,798	164	48,710,871	59	34,944,726
	電話加入権	2	965,300	0	0	0	0	2	965,300
	計	43	29,677,099	182	54,943,798	164	48,710,871	61	35,910,026
27 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	59	34,944,726	161	38,956,638	168	43,903,303	52	29,998,061
	電話加入権	2	965,300	0	0	0	0	2	965,300
	計	61	35,910,026	161	38,956,638	168	43,903,303	54	30,963,361
28 年度	動産	0	0	2	3,198,474	2	3,198,474	0	0
	不動産	0	0	5	5,042,932	5	5,042,932	0	0
	債権	52	29,998,061	78	29,394,971	68	25,304,528	62	34,088,504
	電話加入権	2	965,300	0	0	0	0	2	965,300
	計	54	30,963,361	85	37,636,377	75	33,545,934	64	35,053,804

エ 滞納処分執行停止の状況

滞納処分執行停止は、財産調査の結果、滞納処分をすることができる財産がないときなど地方税法第15条の7第1項各号に該当する事由があると判断された場合は、滞納処分の執行停止を行っている。

滞納処分執行停止の状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令等	地方税法第15条の7第1項第1号		地方税法第15条の7第1項第2号		地方税法第15条の7第1項第3号	
事 由	滞納処分をすることができる財産がないとき		滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき		所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき	
項 目	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
24年度	3,426	64,968,569	1,507	22,726,330	561	6,423,630
25年度	1,595	19,054,774	1,204	13,965,222	603	6,498,884
26年度	1,255	12,704,537	1,014	17,700,916	427	3,663,867
27年度	1,341	10,333,331	722	1,628,800	308	1,659,785
28年度	1,547	14,695,068	669	9,190,697	173	861,450

④ 不納欠損処分

不納欠損の処分事由は、執行停止後3年経過、即時消滅及び2年消滅時効によるものである。

不納欠損処分の事由別推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		国民健康保険法第110条	
事 由	・滞納処分の執行停止が3年間継続したとき (国民健康保険法第110条の消滅時効のうち、執行停止中の件数を含む。)		・滞納処分の執行を停止した場合において、徴収することができないことが明らかであるとき		・消滅時効 (執行停止中の件数を除く。)	
時効年数	3年(2年)		即時消滅		2年	
年 度	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
24年度	3,413	49,075,344	946	5,005,456	6,527	99,284,364
25年度	3,560	57,113,706	585	4,095,929	8,946	141,311,488
26年度	2,820	40,759,087	910	8,497,920	7,518	127,188,733
27年度	1,741	26,022,004	869	7,949,695	7,128	124,517,501
28年度	1,286	18,891,223	535	2,520,678	9,363	182,470,042

(6) 後期高齢者医療保険料

① 後期高齢者医療保険料の概要

後期高齢者医療保険料は公法上の債権であり、地方税法により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は地方税とは異なり高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第160条第1項の規定により2年であり、時効の援用を要しない。

被保険者は75歳以上の方及び65歳から74歳の一定の障害のある方となる。

後期高齢者医療制度の運営主体は、県内の全市町が加入する山口県後期高齢者医療広域連合であり、保険料の決定は広域連合が行う。

平成 28 年度決算額は、調定額 16 億 5,160 万 9,956 円に対し収入済額 16 億 2,805 万 1,438 円で、収納率は特別徴収保険料 100%、現年度分普通徴収保険料 98.2%、滞納繰越分普通徴収保険料 32.4%、合計 98.5%である。

収納率については、現年度は 99%以上の高い水準を維持しており、滞納繰越分についても、平成 28 年度は 32.4%で、平成 24 年度（23.2%）に比べ 9.2 ポイント上昇している。

収入未済額については、平成 28 年度は 2,269 万 5,171 円で、平成 24 年度（2,582 万 3,503 円）に比べ 312 万 8,332 円（△12.1%）減少している。

また、不納欠損額については、平成 28 年度は 170 万 4,898 円で、平成 24 年度（112 万 5,762 円）に比べ 57 万 9,136 円（51.4%）増加している。

後期高齢者医療保険料の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現 年 分	調定額	1,432,725,497	1,454,308,798	1,528,528,687	1,521,369,167	1,632,766,912
	収入済額	1,425,742,811	1,448,675,565	1,523,231,968	1,514,712,931	1,621,941,549
	不納欠損額	626	0	0	0	10,724
	収入未済額	7,980,127	6,484,877	6,730,867	8,035,165	11,653,990
	収納率	99.4	99.6	99.6	99.5	99.3
滞 納 繰 越 分	調定額	24,708,375	25,823,503	24,200,584	21,229,245	18,843,044
	収入済額	5,739,863	6,667,969	6,574,024	7,389,690	6,109,889
	不納欠損額	1,125,136	1,442,563	3,057,388	3,031,676	1,694,174
	収入未済額	17,843,376	17,715,707	14,569,172	10,807,879	11,041,181
	収納率	23.2	25.8	27.2	34.8	32.4
合 計	調定額	1,457,433,872	1,480,132,301	1,552,729,271	1,542,598,412	1,651,609,956
	収入済額	1,431,482,674	1,455,343,534	1,529,805,992	1,522,102,621	1,628,051,438
	不納欠損額	1,125,762	1,442,563	3,057,388	3,031,676	1,704,898
	収入未済額	25,823,503	24,200,584	21,300,039	18,843,044	22,695,171
	収納率	98.2	98.3	98.4	98.6	98.5

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

② 管理体制

ア 組織体制

収納に係る組織体制については、(1) 市税の②管理体制のア組織体制でも述べたように、後期高齢者医療保険料等の円滑な徴収及び債権の適正管理を庁内で横断的かつ一体的に推進するため、平成 28 年度に収納課が創設され、市税と同様の体制がとられている。

イ 滞納整理マニュアル等の整備状況

(1) 市税と同様である。

ウ 職員研修の取組み状況

(1) 市税と同様である。

エ 債権管理の状況

(1) 市税と同様である。

オ 納付方法の状況

後期高齢者医療保険料の納付方法は、口座振替、特別徴収、金融機関納付等となっている。

なお、コンビニ納付は、平成 30 年 4 月の導入を予定している。

納付方法別収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
口座振替	件数	21,066	21,099	21,898	23,183	25,052
	金額	343,289,270	364,518,299	399,621,386	420,247,499	455,197,823
特別徴収	件数	96,266	98,382	99,499	100,112	103,330
	金額	920,720,480	928,941,799	956,094,203	922,447,949	977,619,915
金融機関納付等	件数	16,471	14,899	14,696	15,051	14,784
	金額	167,472,924	161,883,436	174,090,403	179,407,173	195,233,700
合計	件数	133,803	134,380	136,093	138,346	143,166
	金額	1,431,482,674	1,455,343,534	1,529,805,992	1,522,102,621	1,628,051,438

③ 滞納整理事務

ア 督促、催告等の状況

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

催告は、督促状を発送しても、なお完納されない場合、必要に応じ、個別に書面、電話、訪問による催告が行われている。

督促状、催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
督促	3,895	3,360	2,850	3,462	3,497
催告	224	106	242	417	390

納付ご案内センターは、収納課で抽出された初期滞納者に対し、電話及び文書による納付勧奨をしている。

納付ご案内センター業務件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
架電着信件数	41	57	85	56	27
受電件数	5	19	7	11	6
架電件数	66	116	160	133	81

イ 短期被保険者証の交付

後期高齢者医療保険料の滞納者に対しては、滞納の早期解消のため、有効期間が通常より短い短期被保険者証の交付を行っている。

短期被保険者証発行の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
短期被保険者証	105	96	79	71	77

ウ 差押え

差押えは滞納処分の最初の段階をなすもので、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態におくための強制処分である。

差押執行状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

区 分	差押繰越額		差押執行額		差押解除額		差押現在額		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
24 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	1	509,276	4	599,860	4	599,860	1	509,276
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	509,276	4	599,860	4	599,860	1	509,276
25 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	1	509,276	5	1,597,050	4	1,399,252	2	707,074
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	509,276	5	1,597,050	4	1,399,252	2	707,074
26 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	2	707,074	2	227,220	4	934,294	0	0
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	707,074	2	227,220	4	934,294	0	0
27 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	0	0	0	0	0	0	0	
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
28 年度	動産	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産	0	0	0	0	0	0	0	
	債権	0	0	8	978,577	8	978,577	0	0
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	8	978,577	8	978,577	0	0

エ 滞納処分執行停止の状況

滞納処分執行停止は、財産調査の結果、滞納処分をすることができる財産がないときなど地方税法第15条の7第1項各号に該当する事由があると判断された場合は、滞納処分の執行停止を行っている。

滞納処分執行停止の状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令等	地方税法第15条の7第1項第1号		地方税法第15条の7第1項第2号		地方税法第15条の7第1項第3号	
事 由	滞納処分をすることができる財産がないとき		滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき		所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき	
項 目	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
24年度	90	336,922	16	157,320	10	4,812
25年度	59	268,517	52	216,495	34	17,155
26年度	53	1,002,733	75	895,889	5	2,500
27年度	67	449,391	43	162,518	29	16,129
28年度	91	943,102	6	16,651	46	58,729

④ 不納欠損処分

不納欠損の処分事由は、執行停止後3年経過、即時消滅及び2年消滅時効によるものである。

不納欠損処分の事由別推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		高齢者の医療の確保に関する法律第160条	
事 由	・滞納処分の執行停止が3年間継続したとき		・滞納処分の執行を停止した場合において、徴収することができないことが明らかであるとき		・消滅時効	
時効年数	3年		即時消滅		2年	
年 度	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
24年度	0	0	9	37,686	239	1,088,076
25年度	3	3,016	0	0	174	1,439,547
26年度	1	500	38	451,133	276	2,605,755
27年度	0	0	1	13	342	3,031,663
28年度	0	0	7	91,962	225	1,612,936

(7) 介護保険料

① 介護保険料の概要

介護保険料は公法上の債権であり、地方税法により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は、地方税とは異なり介護保険法（平成9年法律第133号）第200条第1項の規定により2年であり、時効の援用を要しない。

平成28年度決算額は、調定額27億4,089万7,000円に対し収入済額26億5,898万6,760円で、収納率は特別徴収保険料100%、現年度分普通徴収保険料87.0%、滞納繰越分普通徴収保険料11.3%、合計96.9%である。

収納率については、現年度は99%に近い水準を維持しているが、滞納繰越分については、9.4%~11.5%となっている。

収入未済額については、平成28年度は6,022万850円で、平成24年度(4,974万6,800円)に比べ1,047万4,050円(21.1%)増加している。

また、不納欠損額については、平成28年度は2,370万6,310円で、平成24年度(1,945万6,810円)に比べ424万9,500円(21.8%)増加している。

介護保険料の収納状況の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現 年 分	調定額	2,213,664,950	2,285,905,820	2,356,914,010	2,620,943,190	2,679,412,680
	収入済額	2,186,027,660	2,259,496,730	2,329,887,060	2,591,159,640	2,652,012,650
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	29,563,920	28,712,720	29,542,820	31,916,030	29,402,150
	収納率	98.7	98.7	98.7	98.8	98.9
滞 納 繰 越 分	調定額	43,730,350	49,745,960	56,739,100	58,774,090	61,484,320
	収入済額	4,090,790	5,728,760	5,585,550	5,801,570	6,974,110
	不納欠損額	19,456,810	15,908,940	21,846,600	23,319,930	23,706,310
	収入未済額	20,182,880	28,108,260	29,306,950	29,652,590	30,818,700
	収納率	9.4	11.5	9.8	9.9	11.3
合 計	調定額	2,257,395,300	2,335,651,780	2,413,653,110	2,679,717,280	2,740,897,000
	収入済額	2,190,118,450	2,265,225,490	2,335,472,610	2,596,961,210	2,658,986,760
	不納欠損額	19,456,810	15,908,940	21,846,600	23,319,930	23,706,310
	収入未済額	49,746,800	56,820,980	58,849,770	61,568,620	60,220,850
	収納率	96.9	96.9	96.7	96.8	96.9

(注) ・収入済額には還付未済額を含む。

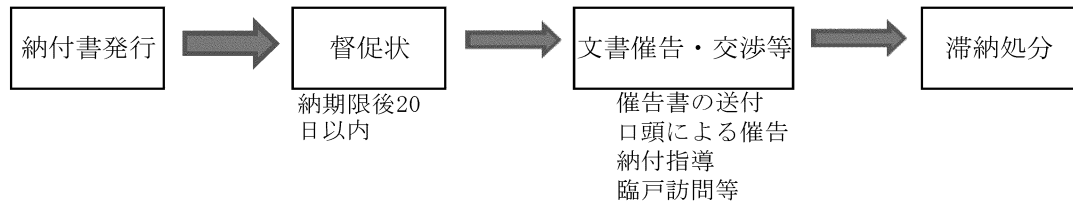
② 管理体制

ア 組織体制

介護保険の滞納整理事務については、介護保険法の規定による保険料その他の徴収金について、地方税法の規定の例による滞納処分に関する事務を担う介護保険料徴収職員を置いて対応している。介護保険料徴収職員は、介護給付・保険料担当6人に高齢者支援課課長補佐を加えた7人である。

イ 滞納整理マニュアル等の整備状況

市独自の滞納整理マニュアルは作成されていないが、次に示す滞納整理の手順が確立されている。



ウ 職員研修の取組み状況

職員に対する研修の取組みについては、平成 28 年度から収納課職員（市税等徴収指導員）による研修を実施している。

エ 債権管理の状況

債権管理については債権管理条例により、債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の金額、債権の発生日、履行期限、担保及び履行・対応状況（督促、催告及び差押え等の滞納処分等）等が管理されている。

オ 納付方法の状況

介護保険料の納付方法は、口座振替、特別徴収、金融機関納付等である。

なお、コンビニ納付は、平成 30 年 4 月の導入を予定している。

納付方法別収納状況の推移は、次表のとおりである。

（単位 件・円）

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
口座振替	件数	13,465	12,761	12,858	11,926	11,778
	金額	80,761,910	72,944,360	72,757,090	72,267,060	73,077,145
特別徴収	件数	220,750	227,967	236,085	243,484	248,592
	金額	1,984,418,290	2,061,851,020	2,128,485,230	2,388,523,900	2,455,361,710
金融機関 納付等	件数	40,368	39,807	41,048	39,009	37,811
	金額	124,938,250	130,430,110	134,230,290	136,170,250	130,547,905
合計	件数	274,583	280,535	289,991	294,419	298,181
	金額	2,190,118,450	2,265,225,490	2,335,472,610	2,596,961,210	2,658,986,760

③ 滞納整理事務

ア 督促、催告等の状況

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

催告は、督促状を発送しても、なお完納されない場合、必要に応じ、個別に書面、電話、訪問による催告を行っている。

督促状、催告書の発送件数の推移は、次表のとおりである。

(単位 件)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
督促	8,808	8,595	8,910	8,296	7,833
催告	3,704	5,862	5,834	5,833	4,526

イ 差押え

介護保険料については、介護保険法第 144 条及び地方自治法第 231 条の 3 第 3 項により、地方税の滞納処分の例により差押え等強制徴収を行うことができるとされているが、平成 24 年度以降、差押えは実施されていない状況である。

④ 不納欠損処分

不納欠損の処分事由は、2 年消滅時効によるものであり、その推移は、次表のとおりである。

(単位 件・円)

根拠法令	介護保険法第200条	
事由	時効	
時効年数	2年	
年度	件数	金額
24年度	5,253	19,456,810
25年度	4,376	15,908,940
26年度	4,542	21,846,600
27年度	4,593	23,319,930
28年度	4,798	23,706,310

4 収入未済額及び不納欠損額の推移

本市における収入未済額は減少傾向にあり、平成 28 年度決算における一般会計、特別会計を合わせた収入未済額は 37 億 3,464 万 7,515 円で、平成 24 年度 (43 億 5,851 万 8,545 円) に比べ 6 億 2,387 万 1,030 円 (△14.3%) 減少している。

不納欠損額については横ばい傾向にあり、平成 28 年度決算額は 3 億 2,531 万 2,698 円である。

収納率は改善傾向にあり、平成 28 年度決算における一般会計、特別会計を合わせた収納率は 96.2%で、平成 24 年度（95.5%）に比べ 0.7 ポイント上昇している。

収入未済額及び不納欠損額の推移は、次表のとおりである。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般会計	調定額	69,793,759,604	71,384,764,138	72,558,708,226	68,396,858,193	67,925,350,109
	収入済額	66,859,000,404	68,535,236,546	69,848,701,770	65,842,124,842	65,479,782,003
	不納欠損額	106,433,812	112,556,573	134,203,200	110,932,229	94,388,188
	収入未済額	2,830,543,147	2,743,405,039	2,581,609,647	2,448,395,750	2,359,159,386
	収納率	95.8	96.0	96.3	96.3	96.4
特別会計	調定額	32,842,848,347	34,644,507,479	36,401,950,717	37,952,494,838	37,951,000,106
	収入済額	31,143,980,044	32,901,227,270	34,722,448,545	36,344,450,036	36,350,736,814
	不納欠損額	176,214,252	224,291,226	203,462,638	198,276,947	230,924,510
	収入未済額	1,527,975,398	1,524,596,693	1,482,791,520	1,415,952,888	1,375,488,129
	収納率	94.8	95.0	95.4	95.7	95.8
合計	調定額	102,636,607,951	106,029,271,617	108,960,658,943	106,349,353,031	105,876,350,215
	収入済額	98,002,980,448	101,436,463,816	104,571,150,315	102,186,574,878	101,830,518,817
	不納欠損額	282,648,064	336,847,799	337,665,838	309,209,176	325,312,698
	収入未済額	4,358,518,545	4,268,001,732	4,064,401,167	3,864,348,638	3,734,647,515
	収納率	95.5	95.7	96.0	96.1	96.2

今回監査を行った債権について集計すると、次表のとおりとなる。

(単位 円・%)

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市税等	調定額	28,413,383,462	28,366,091,726	28,232,367,450	26,896,133,285	28,023,125,624
	収入済額	26,717,062,937	26,760,750,861	26,772,062,505	25,590,192,083	26,797,494,530
	不納欠損額	104,863,671	111,031,841	132,319,730	83,517,853	90,411,392
	収入未済額	1,593,674,613	1,500,742,074	1,333,789,956	1,227,017,977	1,143,199,170
国保等	調定額	8,980,932,292	9,346,729,685	9,407,774,470	9,419,604,444	9,332,816,054
	収入済額	7,339,303,605	7,656,252,275	7,776,270,837	7,853,894,989	7,814,401,796
	不納欠損額	173,947,736	219,872,626	201,349,728	184,840,806	229,293,151
	収入未済額	1,473,002,298	1,476,212,494	1,436,905,891	1,387,053,682	1,295,270,454
合計	調定額	37,394,315,754	37,712,821,411	37,640,141,920	36,315,737,729	37,355,941,678
	収入済額	34,056,366,542	34,417,003,136	34,548,333,342	33,444,087,072	34,611,896,326
	不納欠損額	278,811,407	330,904,467	333,669,458	268,358,659	319,704,543
	収入未済額	3,066,676,911	2,976,954,568	2,770,695,847	2,614,071,659	2,438,469,624

(注)・市税等は、市税、保育所保護者負担金、市営住宅使用料及び損害金、生活保護費返還金の合計額、国保等は国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の合計額とする。

本市の歳入全体に占める市税等の割合は、平成 28 年度決算における一般会計においては、調定額で 41.3%、収入未済額で 48.5%、不納欠損額で 95.8%となっている。

特別会計において国保等の割合は、調定額の 24.6%、収入未済額の 94.2%、不納欠損額の 99.3%を占めている。

5 まとめ

今回の監査結果について、監査の着眼点から評価を試みた。

評価は、「実施できている」、「ほぼ実施できている」及び「実施できていない」の3段階で行った。

その結果は、次表のとおりである。

(単位 千円・件・%)

項目	市税	保育所保護者負担金	市営住宅		生活保護費返還金		国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	
			使用料	損害金	63条返還金	78条返還金				
債権の区分	強制徴収公債権	強制徴収公債権	私債権	私債権	非強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権	
債権の時効	5年	5年	5年	10年	5年	5年	2年	2年	2年	
調定額	26,756,569	507,121	626,895	34,522	39,769	58,251	4,940,309	1,651,610	2,740,897	
収入済額	25,746,952	484,239	552,954	1,630	7,796	3,923	3,527,364	1,628,051	2,658,987	
不納欠損額	72,916	830	6,578	7,979	382	1,727	203,882	1,705	23,706	
収入未済額	944,680	22,052	67,363	24,913	31,592	52,600	1,212,354	22,695	60,221	
収 納 率	現年	99.2	99.4	99.3	46.7	41.3	2.9	90.1	99.3	98.9
	滞納繰越分	19.9	9.3	11.4	1.4	6.9	7.1	18.5	32.4	11.3
	合計	96.2	95.5	88.2	4.7	19.6	6.7	71.3	98.5	96.9
評 価										
1 滞 に 納 づ つ 整 理 に お け る 徴 収 体 制 ・ 防 止 策	(1)徴収のための組織体制は適切か。	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	(2)滞納整理マニュアル等は整備されているか。	2	1	3	3	2	2	2	2	1
	(3)職員研修は実施されているか。	3	1	2	2	1	1	3	3	2
	(4)債権管理条例に従って適正に管理されているか。	3	2	3	3	2	2	3	3	2
2 適 滞 正 納 か 整 つ 理 効 果 的 な ・ 効 率 的 な	(1)督促、催告は適正に行われているか。	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	(2)執行停止又は徴収停止の手続きは適正に行われているか。	3	1	3	3	1	1	3	3	1
	(3)滞納処分又は強制執行は適正に行われているか。	3	1	3	3	1	1	3	3	1

(注) ・評価については、「実施できている」を3、「ほぼ実施できている」を2、「実施できていない」を1とする。

第8 むすび

本市の平成28年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算における収入未済額は37億3,464万7,515円で、その主なものは、一般会計で市税9億4,467万9,721円、特別会計で国民健康保険特別会計の国民健康保険料12億1,235万4,433円である。

不納欠損額は3億2,531万2,698円で、その主なものは、一般会計で市税7,291万6,244円、特別会計で国民健康保険特別会計の国民健康保険料2億388万1,943円である。

歳入の安定化による健全財政と市民負担の公平性を確保するための適正な債権管理は、本市が“共に”進める公正なまちづくりの根幹をなすものである。

本市では、平成27年3月に周南市債権管理条例を制定され、平成28年4月には、市民負担の公平性を図るため、市税、国民健康保険料等の円滑な徴収及び債権の適正管理を庁内で横断的かつ一体的に推進する収納課が創設されている。

収納課は、債権管理マニュアルを作成するなど本市の債権管理の取りまとめ役のほか、市税、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料等の徴収事務に関する職員の研修体制や滞納整理事務の手順の確立等、適正な債権管理に組織的に取り組まれている。

一方、滞納整理事務マニュアルがない部署、職員の研修実績がない部署や法的には差押え等滞納処分ができるにもかかわらず、実施されていない部署が見受けられた。

債権の発生から完結に至るまでの一連の事務手続を適正かつ効率的に進めるためには、債権の性質ごとに具体的な徴収手続を示したマニュアルが必要である。収納課が作成した債権管理マニュアルにおいても各部署で使いやすいマニュアルの作成を推奨しているところであり、債権を管理する部署においては、債権の性質や事務手続きに合わせて、不納欠損に至るプロセスと各段階で講ずべき措置を、詳細かつ分かりやすく定めた滞納整理事務マニュアルの整備を望むものである。

また、マニュアルと一体となるものが職員研修である。債権管理事務を進めるうえで関係法令や専門的知識の理解は必要不可欠で、定期的に異動する職員の専門性を維持し、職員の意識の向上を図るためには、収納課などの専門性を有する部署による全庁的な研修体制の整備が望まれる。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めることが求められており、財源の確保策についても予算の執行と同様に、例外ではない。自主財源の根幹をなす市税をはじめ、使用料、諸収入、特別会計における保険料等の収納事務についても、周南市債権管理条例の趣旨に則り、滞納が長期化することがないように早期の効率的かつ効果的な徴収に取り組む体制を再確認され、収納率の向上、収入未済額の縮減に、なお一層努められたい。

資 料 編

資料 1

調査票（抜粋）

平成29年度行政監査 調査票

部局名		課 名	
対象費目		記載担当者名	

1 収納の状況について、お尋ねします。

(1) 平成28年度分

【現年課税分】

(単位 円・%)

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
市民税（個人）					
市民税（法人）					
固定資産税					
軽自動車税					
市たばこ税					
入湯税					
都市計画税					
合 計					

【滞納繰越分】

(単位 円・%)

項 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
市民税（個人）					
市民税（法人）					
固定資産税					
軽自動車税					
市たばこ税					
入湯税					
都市計画税					
合 計					

(2) 推移（平成24年度～平成28年度）

【市税全体】

(単位 円・%)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
現年課税分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
滞納繰越分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
合計	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					

【市民税（個人）】

(単位 円・%)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
現年課税分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
滞納繰越分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
合計	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					

【市民税（法人）】

（単位 円・％）

項目		H24	H25	H26	H27	H28
現年課税分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
滞納繰越分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
合計	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					

【固定資産税】

（単位 円・％）

項目		H24	H25	H26	H27	H28
現年課税分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
滞納繰越分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
合計	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					

【軽自動車税】

(単位 円・%)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
現年課税分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
滞納繰越分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
合計	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					

【都市計画税】

(単位 円・%)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
現年課税分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
滞納繰越分	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					
合計	調定額					
	収入済額					
	不納欠損額					
	収入未済額					
	収納率					

2 滞納者数についてお尋ねします。

【平成28年度末現在】

(単位 人)

区 分	人 数	割合 (%)	金 額	割合 (%)
外国人				
法 人				
個人等				
合 計				

3 徴収人員体制についてお尋ねします。

--

4 滞納整理マニュアル等の整備状況についてお尋ねします。

(1) 債権管理マニュアルのほか、課独自でマニュアルを作成されていますか。

あり なし

(2) マニュアルが「あり」と回答された課にお尋ねします。

①マニュアル制定年月日	
②マニュアルの名称	
③マニュアルの概要	

※マニュアルの写しを添付してください。

5 職員研修（内部研修・外部研修）の実施状況についてお尋ねします。

(1) 債権管理の研修を実施されていますか。

実施 未実施

(2) 研修を「実施」と回答された場合は、その概要を記入してください。

6 債権管理の状況について

周南市債権管理条例第5条に規定する台帳の写し（数件分）を提出してください。

7 納付方法の状況についてお尋ねします。

(単位 件・円)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
市民税(個人)	口座振替	件数				
		金額				
	コンビニ納付	件数				
		金額				
	特別徴収	件数				
		金額				
	金融機関納付等	件数				
		金額				
合計	件数					
合計	金額					
市民税(法人)	口座振替	件数				
		金額				
	金融機関納付等	件数				
		金額				
	合計	件数				
合計	金額					
固定資産税	口座振替	件数				
		金額				
	コンビニ納付	件数				
		金額				
	金融機関納付等	件数				
		金額				
合計	件数					
合計	金額					
軽自動車税	口座振替	件数				
		金額				
	コンビニ納付	件数				
		金額				
	金融機関納付等	件数				
		金額				
合計	件数					
合計	金額					

8 滞納整理事務についてお尋ねします。

(1) 督促状・催告状の発送状況

(単位 件)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
督促	市民税（個人）					
	市民税（法人）					
	固定資産税					
	軽自動車税					
催告	市民税（個人）					
	市民税（法人）					
	固定資産税					
	軽自動車税					

(2) 納付ご案内センターの活用状況

(単位 件)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
架電着信件数					
受電件数					
架電件数					

(3) 徴収猶予・換価猶予の状況

(単位 件)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
徴収猶予	市民税（個人）					
	市民税（法人）					
	固定資産税					
	軽自動車税					
換価猶予	市民税（個人）					
	市民税（法人）					
	固定資産税					
	軽自動車税					

(4) 差押えの執行状況

(単位 件・円)

年度	区 分	差押繰越額		差押執行額		差押解除額		差押現在額	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
H24	動産								
	不動産								
	債権								
	電話加入権								
	計								
H25	動産								
	不動産								
	債権								
	電話加入権								
	計								
H26	動産								
	不動産								
	債権								
	電話加入権								
	計								
H27	動産								
	不動産								
	債権								
	電話加入権								
	計								
H28	動産								
	不動産								
	債権								
	電話加入権								
	計								

(5) 滞納処分執行停止の状況

(単位 件・円)

年度	滞納処分する財産がないもの (地方税法第15条の7第1項第1号)		生活困窮のおそれがあるもの (地方税法第15条の7第1項第2号)		所在及び財産が不明であるもの (地方税法第15条の7第1項第3号)	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
H24						
H25						
H26						
H27						
H28						

(6) 公売の実施状況

(単位 件・円)

年度	区 分	インターネットオークション			その他公売		
		公売件数	換価件数	換価金額	公売件数	換価件数	換価金額
H24	動産						
	不動産						
	債権						
	電話加入権						
	計						
H25	動産						
	不動産						
	債権						
	電話加入権						
	計						
H26	動産						
	不動産						
	債権						
	電話加入権						
	計						
H27	動産						
	不動産						
	債権						
	電話加入権						
	計						
H28	動産						
	不動産						
	債権						
	電話加入権						
	計						

(7) 不納欠損処分状況

(単位 件・円)

根拠法令	地方税法第15条の7第4項	地方税法第15条の7第5項	地方税法第18条第1項
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・処分する財産がないとき ・生活を著しく窮迫するおそれがあるとき ・所在及び財産がともに不明であるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収できないことが明らかであるとき 	—
時効年数	3年	即時消滅	5年
年度	件数 金額	件数 金額	件数 金額
H24			
H25			
H26			
H27			
H28			

9 市税の概要等

(1) 市税の項目別説明

(2) その他滞納対策等の取組みについてご記入ください。

資料2

周南市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市民の負担の公平を図り、もって債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公課 市税以外の市の債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例（これらに基づく規則、規程等を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長、上下水道事業管理者及びモーターボート競走事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令、条例及びこれらに基づく規則、規程等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するために、台帳（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られたものを含む。）を整備し、必要な事項を記載するものとする。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない債務者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 市長等は、市税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 市長等は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を

経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の規定により徴収停止をする場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第9条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第10条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行、破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きその他必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第11条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第12条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第13条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第14条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非

強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。）について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合であって、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

2 市長等は、第1項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これに関する資料を議会に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料3

周南市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市債権管理条例（平成27年周南市条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の整備)

第2条 条例第5条に規定する台帳には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生日
- (5) 履行期限
- (6) 担保（保証人の保証を含む。）の設定がある場合はその事項
- (7) 履行状況、対応状況等
- (8) 債務者の所在及び財産調査の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(議会への提出)

第3条 条例第14条第2項に規定する資料の提出は、債権放棄を行った年度に係る決算を認定に付する議会において行うものとする。

2 前項の資料の内容は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債権の金額
- (3) 放棄した事由
- (4) その他必要な事項

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

